

○総務省令第四百号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

総務大臣 原口 一博

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。  
別表岩手県の項を次のように改める。

岩手県	宮古市宮町一の三の二九	盛岡地方検察庁宮古支部
	宮古市宮町一の三の二九	宮古区検察庁
	宮古市緑ヶ丘五の二九	宮古労働基準監督署
	宮古市太田一の七の一二	宮古社会保険事務所
	宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所

釜石市小佐野町三の八の二四

釜石税務署

附 則

この省令は、平成二十一年十月三十日から施行する。